

平成 17 年 4 月 1 日より

# 工事の一般競争入札・公募型指名競争入札における技術者の取扱いが変わります。

## 1 配置予定技術者の雇用関係について

一般競争入札と公募型指名競争入札に配置する技術者は、申請者と3カ月以上雇用関係にあることが必要となります。

当分の間、指名競争入札等には3カ月雇用の取扱いを適用しませんが、これらについても可能な限り3カ月以上雇用している技術者を配置するようご協力をお願いいたします。

## 2 同一技術者による複数申請について

これまで、同一の技術者により複数の申請を行なうことは認めておりませんでした。今後は、複数の申請が可能となります。ただし、複数の申請を行ない、いずれかを落札した場合には、直ちに落札した案件以外の入札を辞退しなければなりません。

辞退することなく、同一の技術者により申請した案件を複数落札してしまった場合には、技術者の配置が出来ないことを理由に、契約の解除及び指名停止措置等を行う場合があります。

## 3 他工事に従事中の技術者による申請について

申請日現在に、他の工事（本市工事の他、他官庁や民間工事を含む）に従事する技術者でも、申請した案件の入札日までに従事が終わる予定であれば、その技術者を配置予定として申請することが可能となりました。ただし、入札日までに従事中の他の工事が完了しない場合には、入札を辞退する必要があります。

## 4 配置予定技術者の変更について

配置予定技術者は、原則として変更を認めないこととしましたので、技術者の配置にあたっては十分に注意してください。

この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日以降に告示又は公示を行なう一般競争入札及び公募型指名競争入札から適用となります。

平成 17 年 3 月 30 日

【お問い合わせ】

財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 011 - 211-2442